

軽自動車税納付確認の 電子化に伴う注意点

令和5年1月4日から軽自動車税納付確認システム（軽JNK S）による納税確認が開始され、納税証明書の提示がない場合でも継続検査が更新できるようにになりました。

ただし、次のような場合には、従来どおり書面による納税証明書（原本）の提示が必要になりますのでご注意ください。

【例】

- ・ 軽自動車税納付後すぐの申請
- ・ Aナンバー（駐留軍）
- ・ 4月2日以降に車両番号を変更している
- ・ 4月2日以降に名義変更や使用の本拠の位置を変更している
- ・ 軽自動車税を滞納している

なお、「納付済み情報」が登録されていない場合などのご質問は、各市町村役場にお問い合わせください。